

履行遅滞

06-1 履行遅滞

■ 図表 債務不履行の要件・効果

	内 容		
意義	債務不履行とは、債務者が正当な理由がないにもかかわらず、債務の本旨に従っ た履行をしないことをいう。債務不履行には、①履行遅滞、②履行不能、③不完全 履行の3つの態様がある。		
要件	(1)履行遅滞の要件 ① 履行期に履行が可能なこと ② 履行期を徒過したこと ③ 履行しないことが違法であること (2)履行不能の要件 ① 履行期に履行することが不能であること 履行が不能であるかどうかは、物理的不能だけでなく、一般の取引観念に従がって判断する。たとえば、不動産の二重譲渡がなされた場合、第二譲受人に移転登記がなされたときは、第一譲受人の移転登記請求権は、取引観念上、履行不能となる(最判昭35.4.21)。 ② 履行不能が違法であること		
効 果	 (1)履行遅滞の効果 ① 履行の強制 ② 損害賠償請求 ③ 契約の解除 (2)履行不能の効果 ① 損害賠償請求 ② 契約の解除 		

■ 図表 履行期

		履行期
確定期限の定めのある債権		期限到来時(412条1項)
不確定期限の定めのある債権		①または②のいずれか早い時(412条2項) ①債務者が期限の到来後に履行の請求を受けた時 ②債務者が期限到来を知った時
期限の定め のない債権	原 則	催告時(412条3項)
	返還時期の定めの ない消費貸借	催告後、相当期間経過後(591条1項)
	不法行為に基づく 損害賠償請求権	不法行為時
債務不履行による損害賠償請求権		催告時(期限の定めのない債権)